

令和3年第11回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年11月25日(木)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時20分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	出
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 6名			欠席 1名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- 2 番 萩元 不二夫 委員
 - 3 番 萩島 保夫 委員
 - 4 番 細田 勉 委員
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請8件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

※議案第1-1、1-2、1-3と1-6、1-7、1-8についてはそれぞれ関連性があるため一括審議とした。

○議案第1-1、1-2、1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については11月11日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地10,767㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター1、耕運機2、防除機2、軽トラック2

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1-1 自宅から2km

1-2 自宅から2km

1-3 自宅から2km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名… 本人 320日、妻 320日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

(議案1-1)

- ・権利取得後の耕作面積 11,149㎡

(議案1-2)

- ・権利取得後の耕作面積 11,149㎡

(議案1-3)

- ・権利取得後の耕作面積 10,819㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

先日、譲受人から話を伺いました。現地も確認し、事務局説明のとおり支障がないと思われれます。

○議案第1-4

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については11月11日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地20,266㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。所有農地が所在する農業委員会に利用状況等を確認済。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、コンバイン1、乾燥機1、防除機1、農業用トラック1、軽トラック2

・従事人数…世帯員5名

・申請地までの通作距離…自宅から4km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員5名

・本人…本人 320日、妻、父、母、子 320日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 23,210㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

○議案第1-5

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については11月11日に確認し、適
正に管理されていた。

「申請理由」…譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地6,652㎡、借入地0㎡)については適正に管
理されている。所有農地が所在する農業委員会に利用状況等を確認済。

・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、コンバイン1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…4km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名

・本人、妻…本人 150日、妻 100日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面

積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 7,448㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲渡人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

○議案第1-6、1-7、1-8

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については11月11日に確認し、適
正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地6,176㎡、借入地2,973㎡)については
適正に管理されている。

・農機具所有状況…耕運機1、トラクター2、田植機1、バインダー1、軽トラック1、
籾すり機1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1-6 自宅から1.2km

1-7 自宅から1.1km

1-8 自宅から0.9km

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名… 本人 120日、母 180日

③ 「下限面積要件」…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕
作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

(議案1-6)

- ・権利取得後の耕作面積 11,085㎡
(議案1-7)
- ・権利取得後の耕作面積 10,140㎡
(議案1-8)
- ・権利取得後の耕作面積 10,332㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人から話を伺い、譲渡人にも訪問し話を伺い事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請5件を議題として上程し、事務局
の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であると
した。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地
と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに
農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日
常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請
はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地
内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。

- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2-2、2-3

(事務局説明)

申請目的「腐葉土・剪定枝堆肥生産施設」の案件でございます。

「立地基準」

- ・富士見市役所から500m以内にあることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水は砂利敷き及び土のため、敷地内に浸透させることとしております。
- ・隣地境界には安全鋼板を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2-4

(事務局説明)

申請目的「資材置場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土148m³
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック4～5段積を設置。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水については土仕上げのため敷地内に浸透させることとなっております。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当してありません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されて

おります。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2－5

(事務局説明)

申請目的「農地改良」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土4,125m³
- ・当該地については、60～80cmの盛土を行い道路から30cmの高さとし、道路・水路及び隣接農地の境界には素掘側溝を設置し、嵩上げの高さに相当する幅でセットバックし、法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする計画となっています。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第3－1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

11月11日に現地を確認したところ、適正に管理されておりました。従事者は介護施設に出入りされ、徐々に体力も落ちてしまい、老衰で亡くなりました。17年前に足を悪くされて以降は妻が作業を行い、本人はアドバイス等をされておりました。最近では自家消費分程度を作る状況でした。足が悪くなる前は申請地では主にほうれん草を作り、農協にも出荷しておりました。

(担当委員からの説明)

事務局の説明のとおり、支障がないと思われま

○議案番号第3-2

・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

11月11日に現地を確認したところ、適正に管理されていました。従事者は4年前に認知症になり施設に入所されました。亡くなる数日前に肺に水が溜まっているのが判明し、手術を行いました。それに耐える体力が無かったそうです。ここ数年は申請者が果樹の手入れと除草などを行っていますが、施設に入所する前は申請地で柿、みかん、ゆず、葉しょうがなどを作っていたそうです。

(担当委員からの説明)

事務局の説明のとおり、支障がないと思われま

第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農地利用配分計画に対する意見について

○議長は、農地利用配分計画に対する意見について1件を議題として上程し、事務局及び委員の説明の後、全委員に諮り、全委員の賛成により承認すべきものとし「意見なし」とした。

○議案第4-1～4-17

(事務局説明)

- ・借受人と貸付人は同一人 (4-3、4-9、4-10、4-15)
- ・利用権の種類 使用貸借 ・借賃 0円/10a
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 8年2ヶ月 令和3年10月1日から令和12年4月30日まで
- ・17筆 合計面積 15,718㎡

第5号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋1件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第5-1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証

明」について審議・承認いただいた案件についての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は12月17日までに事務局まで報告をお願いします。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年10月19日から令和3年11月18日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 2件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 3件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

議長は、令和3年第11回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月25日

議 長

2 番

3 番

4 番
